様式第4

認定商店街活性化支援事業計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

経済産業大臣名　殿

住所
名称及び
代表者の氏名　印

年　月　日付けで認定を受けた商店街活性化支援事業計画「（事業名）」について下記のとおり変更したいので、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1　変更事項
2　変更事項の内容
（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

告示

○金融庁告示第三十七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十一年七月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十一年八月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十一年十月三十一日限り、その効力を失う。

○金融庁告示第三十八号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十一年七月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十一年八月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十一年十月三十一日限り、その効力を失う。

○金融庁告示第三十九号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月三十一日から適用する。ただし、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件第一条の改正規定（同条第六十一号を削り、同条第六十二号を同条第六十号とし、同条第六十三号を削り、同条に四十三号を加える部分に限る。）は、平成二十一年八月一日から適用する。

平成二十一年七月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とし、第四十二号から第六十号までを一号ずつ繰り上げ、第六十一号を削り、第六十二号を第六十号とし、第六十三号を削り、同条に次の四十三号を加える。

六十一　ＲＣＭジャパン株式会社
六十二　アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社
六十三　ＡＩＧグローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク
六十四　エー・アイ・キャピタル株式会社
六十五　ＳＢＩエステートマネジメント株式会社
六十六　ＭＩＤアセットマネジメント株式会社
六十七　エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
六十八　オリックス・インベストメント株式会社
六十九　オリックス不動産投資顧問株式会社
七十　キャップマークジャパン株式会社
七十一　クリード不動産投資顧問株式会社
七十二　ケネディクス・アドバイザーズ株式会社
七十三　株式会社玄海キャピタルマネジメント
七十四　ＪＰＳアセットマネジメント株式会社
七十五　株式会社ジャフコ
七十六　株式会社ジョイント・アセットマネジメント
七十七　シンプレクス不動産投資顧問株式会社
七十八　住信不動産投資顧問株式会社
七十九　大和ＳＭＢＣキャピタル株式会社
八十　株式会社大和ファンド・コンサルティング
八十一　タワー投資顧問株式会社

○財務省告示第二百六十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十一日

財務大臣　与謝野　馨

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
三	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二九〇五・四四号に掲げる物品	中華人民共和国

八十二　ＤＢＪ野村インベストメント株式会社
八十三　ＴＦＭ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　ＡＧ
八十四　東急不動産キャピタル・マネジメント株式会社
八十五　東京海上不動産投資顧問株式会社
八十六　東京建物不動産投資顧問株式会社
八十七　日興グローバルラップ株式会社
八十八　野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
八十九　野村不動産インベストメント・マネジメント株式会社
九十　野村不動産投資顧問株式会社
九十一　パシフィックインベストメント株式会社
九十二　ファンドクリエーション・アール・エム株式会社
九十三　株式会社プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメンツ
九十四　プルデンシャル・リアルエステート・インベスターズ・ジャパン
九十五　プロメーテ国際投資顧問株式会社
九十六　マッコーリー・リアルエステート・キャピタル株式会社
九十七　三井不動産投資顧問株式会社
九十八　三菱地所投資顧問株式会社
九十九　森ビル不動産投資顧問株式会社
百　ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社
百一　株式会社レイコフ投資顧問
百二　株式会社レガロキャピタル
百三　Ｏｎｅ　Ｗｏｒｌｄ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社